平成２２年（フ）第１３２８号
大阪市住吉区万代東１丁目４番４号
債務者　堀之内義史
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３２９号
大阪市住吉区万代東１丁目４番４号
債務者　堀之内敬三
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３５９号
大阪府池田市旭丘１丁目１番29―304号
債務者　日昔さやか
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３８１号
大阪府東大阪市御厨西ノ町１丁目２番17号
債務者　丸善工芸こと　青野　文三
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４１２号
大阪府門真市本町９番16―505号
債務者　木村　純子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２８号
大阪市住吉区苅田６丁目18番12―303号
債務者　宮井　康雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５０２号
大阪市東淀川区菅原４丁目１番30号　サニフェスタ202号
債務者　新田　宏美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２６号
大阪府八尾市小阪合町２丁目８番18―105号
債務者　藪下　　舞
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７７５号
大阪府八尾市東本町３丁目４―20―123　東店寮310号、住民票上の住所大阪府岸和田市天神山町２丁目９番３号
債務者　寺田　　聖
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１１４号
大阪市東淀川区豊里５丁目７番15号　めぐみマンション206号
債務者　茶谷　英美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１９５号
大阪府寝屋川市高宮１丁目16番３―207号
債務者　東　美恵子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１８号
大阪府東大阪市小若江１丁目11番15号
債務者　鵜殿　雪美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２７３号
大阪府守口市藤田町５丁目14番Ａ―505号
債務者　山本　明治
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２７４号
大阪府守口市藤田町５丁目14番Ａ―505号
債務者　山本　知子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２９３号
大阪市平野区長吉六反２丁目２番63―305号
債務者　大黒　道雄
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３１４号
大阪府高槻市南平台３丁目31番40―304号
債務者　大野　康子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３４３号
大阪府交野市私部５丁目18番５－３号
債務者　西本千江美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３９０号
大阪市中央区玉造２丁目16番11―606号
債務者　野口　光生
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部